

災害時におけるボランティア
活動等に関する協定書

平成27年3月

和 東 町
社会福祉法人 和東町社会福祉協議会

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

和東町（以下「甲」という。）と社会福祉法人和東町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時及び災害対策において甲及び乙が協力して行う災害ボランティアセンター並びにボランティア活動に関し、必要な事項を定める。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 乙は、災害時の効果的なボランティア活動を推進するため、次の各号のいずれかの場合に、甲乙協議のうえ、緊急対応のため「和東町災害ボランティアセンター」（以下「センター」という。）を設置する。

- （1）和東町災害対策本部が設置され、災害対応の必要が生じるとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認め、乙に設置を要請したとき。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、和東B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）にセンターを設置するものとする。ただし、災害等の状況で海洋センターに設置することが適当でない場合は、甲乙協議して、これに代わるセンター設置場所を確保するものとする。

- 2 甲は、乙が著しい被害を受けた地域に対し、センターの分室的機能を有する現地ボランティアセンター設置の必要性を認めたときは、乙の要請により別表の候補施設から現地ボランティアセンターの確保に協力するものとする。

（情報提供及び連携・協力）

第4条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を、乙に提供するものとする。

- 2 甲と乙は連携・協力し、甲は、センターの設置・運営につき必要な支援を行うものとする。

（協力要請等）

第5条 甲及び乙は、単独で十分な活動を実施することができないと認めるときは、互いに必要な協力を求めることができる。

- 2 第2条第2号の規定により、甲が乙にセンターの設置を要請する場合は、別記様式第1号により乙に依頼する。ただし、緊急でやむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、センターを設置したときは、別記様式第2号により甲に報告する。ただし、緊急でやむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

(災害ボランティアの定義及び活動)

第6条 この協定書において、「災害ボランティア」とは、センターにおいて、次の各号に規定する活動に従事するため、名簿に登録された者をいう。

- (1) 災害時の避難所等の運営、維持に対する支援・協力
- (2) 災害時要援護者又は自宅避難者に対する支援・協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害応急及び復興の支援

(センターの業務)

第7条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受け入れ及び活動依頼
- (2) 災害ボランティアの需要状況の把握及び提供
- (3) 災害ボランティア活動に必要な物品等の調達
- (4) 災害時ボランティア活動についての情報受発信
- (5) 応援ボランティアコーディネーター等の宿泊機能の確保
- (6) その他、センターの運営にあたり必要と認められる事項

(資機材等の確保)

第8条 乙は、災害時に必要な資機材等を、甲と協議のうえ配備するものとする。

2 甲は、甲が災害時の協定を結んでいる事業所から、乙が直接資機材の提供が受けられるよう平常時から調整を行うものとする。

3 甲は、平常時より乙に対して、前項の配備に関する必要な支援を行うものとする。

(平常時の取り組み)

第9条 乙は、平常時よりボランティア及びボランティアコーディネーターの研修、講習等を行う。また、ボランティアの受入、派遣、被災者ニーズの把握等の非常時に備えたネットワークを関係機関等で整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

(費用負担)

第10条 災害時の災害応急、復旧活動等に関し、必要な費用は甲の負担とする。

(センターの閉鎖)

第11条 甲は、センター設置の必要がなくなると認めた場合に、乙と協議し、センターの閉鎖を決定することとする。

2 センターの閉鎖を決定した場合、甲乙が共同して閉鎖することとし、当該活動について残務がある場合は、甲乙がそれぞれ引き継ぐものとする。

(損害補償)

第12条 災害応急、復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティアの保険の加入金は、甲の負担とする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について、報告を求めることができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙それぞれから何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、それ以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成27年3月10日

甲 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地2

和束町長

堀 忠 雄 

乙 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水15番地

社会福祉法人 和束町社会福祉協議会

会 長

吉田 輝 雄 

現地ボランティアセンター候補地一覧

地域	優先度	施設名	施設所在地	電話番号
和東町	第1候補	和東B&G海洋センター	大字釜塚小字 実坂1	0774-78-2977
	第2候補	和東運動公園	大字白栖小字猪 ケ口25番地	0774-78-4303 <small>（和東ふれあい工房）</small>
	第3候補	和東町老人福祉センター	大字白栖小字南 半田68番地の1	0774-78-2826

平成 年 月 日

社会福祉法人 和東町社会福祉協議会
会 長 様

和東町長

災害ボランティアセンター設置要請書

災害時におけるボランティア活動等に関する協定 第5条 第2項 に基づき、
下記のとおり災害ボランティアセンターの設置を要請します。

記

設 置 日 時	平成 年 月 日 () 時 分から
設置要請場所	
活 動 内 容	
その他センター 設置に係る事項	
和 東 町 連 絡 先	(部署) (担当)
	TEL FAX

平成 年 月 日

和東町長 様

社会福祉法人和東町社会福祉協議会
会 長

災害ボランティアセンター設置報告書

災害時におけるボランティア活動等に関する協定 第5条 第3項 に基づき、
下記のとおり災害ボランティアセンターの設置を報告します。

記

設 置 日 時	平成 年 月 日 () 時 分から
設 置 場 所	
活 動 内 容	
その他センター 設置に係る状況	
和東町社会福祉 協議会連絡先	(部署) (担 当)
	TEL FAX